

10/1

最低賃金 時給28円引き上げ



QRコードで
埼玉労連
Twitterに
アクセス

月20日160時間働いて、月額4,480円アップ!!

私たちは、「コロナ禍だからこそ」最低賃金の大幅な引き上げを求めて、埼玉の最低賃金審議会などにも働きかけてきました。10月から『956円』に最低賃金が改定されます。10月以降、956円以下での労働は「違法」になります。働くなかまの代表として今後も引き続き大幅な引き上げを求めていきます。



埼玉県の最賃は 956円に!



2020.9

埼玉労連 (埼玉県労働組合連合会)

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-10-11 第一木村ビル 2階

TEL 048-837-0771

FAX 048-838-0775

私たち埼労連は、最低賃金引き上げのために 様々なとりくみを行ってきました

○埼玉地方最賃審議会に下記内容の意見書を提出

- 1) コロナ禍だからこそ、最低賃金を大幅に引き上げることが必要であること
埼労連の考え方として「最低賃金の改善のため、中小企業支援の拡充を求める提案」を昨年の審議会に資料として提出。
- 2) 都道府県ごとの最低賃金の格差是正も急務の課題
埼玉と東京の最賃格差は昨年2円縮まったとはいえ、時給で85円の差があり、1ヵ月働くと約1.5万円(173.8時間)の差になります。「埼玉に暮らしていても仕事は東京」という状況を改善するため、今審議会において東京との85円の最賃格差是正を。
- 3) 最低賃金の大幅引き上げはコロナ禍からの有効な景気浮揚策
中小企業にとっても、最賃の引き上げによる賃金改善への具体的支援策のもとで、事業を継続していく環境を確保することができれば、エッセンシャルワークを中心とする人材不足解消のための道筋が開けるため、地域経済の活性化を図る有効策という視点からも、早期に「健康で文化的な最低限度の生活」ができる水準に最低賃金を引き上げること。

○国会議員・専門家を招いて講演会を開催

埼労連主催・埼玉弁護士会後援で、「最低賃金の格差なくして地域を元気に！」と題した講演会を6月17日に行い、メインは、自民党の務台俊介衆議院議員に「全国一律最低賃金制の必要性と実現の展望」と題した講演。専門家からの報告として、埼玉弁護士会副会長の金子直樹弁護士から、「弁護士会でも都道府県ごとに格差のある制度と低すぎる最低賃金額についての問題点が指摘されている」こと、中小企業家同友会全国協議会幹事の沼田道孝氏(税理士)からは、「最低賃金時給1500円を実現するためには、税制などによって中小企業を支える仕組みづくりが必要なこと、その一つとして消費税の減税(人件費の税額控除)も考えられるのではないか」と報告してもらいました。

※講演会の模様は youtube チャンネル【埼労連 公式】でご覧いただけます

○駅頭宣伝・経済団体懇談・自治体要請の実施

- ◆毎月、浦和駅などの駅頭で、最賃引き上げを求める宣伝をしています
- ◆地域の経済団体(商工会・商工会議所)と最賃に関する意見交換をしてきました
- ◆毎年、県内63自治体に自治体で働く職員(特に会計年度任用職員)の賃金改善を求めて懇談しています